

令和3年摂津市選管告示第4号
(令和5年7月11日改正)

摂津市投票立会人の公募に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第38条第1項（法第48条の2第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する投票立会人（以下「投票立会人」という。）の選任に当たり、その候補者を公募することにより、有権者の選挙制度への意識高揚、啓発等を図り、もって投票率の向上に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 この告示により投票立会人の候補者として登録できる者は、法第9条に規定する選挙権を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市の区域内に存する学校に在学する者

(申込み)

第3条 投票立会人の候補者への登録を受けようとする者は、投票立会人候補者名簿登録申込書（様式第1号）を摂津市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

(名簿への登録等)

第4条 委員会は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、投票立会人候補者名簿（様式第2号。以下「名簿」という。）に登録するものとする。

2 委員会は、前項の規定による登録をしたときは、投票立会人候補者登録通知書（様式第3号）により当該申込みを行った者に通知するものとする。

(名簿の管理)

第5条 委員会は、名簿を摂津市選挙管理委員会事務局長（以下「名簿管理者」という。）に管理させるものとする。

2 名簿管理者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、名簿に登録された情報を厳重に管理しなければならない。

(登録期間)

第6条 第4条第1項の規定による登録の期間は、永年とする。

(登録内容の変更等)

第7条 第4条第1項の規定により登録を受けた者（以下「登録者」という。）

は、氏名、住所その他登録内容に変更が生じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、投票立会人候補者登録変更・廃止届出書（様式第4号）により委員会に届け出なければならない。

（登録の抹消）

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による登録を抹消しなければならない。

- (1) 第2条の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 前条の規定による廃止の届出があったとき。
- (3) 登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委員会が登録を抹消する必要があると認めるとき。

（投票立会人の選任）

第9条 委員会は、登録者の中から、選挙ごとに投票立会人を選任するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、やむを得ない事情がある場合は、別の方法により投票立会人を選任するものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、摂津市選挙管理委員会委員長が定める。

附 則（令和3年摂津市選管告示第26号）

この告示は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和5年摂津市選管告示第16号）

この告示は、公布の日から施行する。